

# 議案第1号 国分都市計画道路の変更について

資料 1

## 1. 都市計画道路とは

都市における道路は、**都市交通施設**(交通路や沿道の利用)としての機能のほか、通風や採光、オープンスペースといった**居住環境を維持するための機能**、避難路や救援路などの**都市防災施設としての機能**、電気・ガス・上下水道・電話等の**都市施設のための空間としての機能**、**市街化を誘導する機能**など多岐にわたった様々な役割をもっています。

## 2. 都市計画道路の決定及び変更

都市計画では、将来のまちづくりを考えて、都市の骨組みを形づくる**都市施設の位置、規模、構造などを定め**、計画的に整備します。

### ○都市計画法

#### (市町村の都市計画の決定)

第十九条 市町村は、市町村**都市計画審議会**(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の議を経て、**都市計画を決定するものとする。**

#### (都市計画の変更)

第二十一条 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第六条第一項若しくは第二項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要があるとなつたとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要があるときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。

2 第十七条から**第十八条**まで及び前二条の規定は、**都市計画の変更**(第十七条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条第二項及び第三項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。)について**準用する**。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第十七条第五項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

## 3. 本市の都市計画道路の現況

平成 30 年 3 月 31 日現在

都市計画区域名	市町村名	都市計画道路		改良済	
		路線数	延長(km)	延長(km)	改良率(%)
国分	霧島市	18	43.71	35.69	82%
牧園		4	15.71	14.72	94%
溝辺		7	7.25	5.65	78%
隼人		17	34.06	26.84	79%
福山		1	4.08	4.08	100%
合計		47			



# 都市計画図

資料 2

都 城 市

加 治 木 町

曾 於

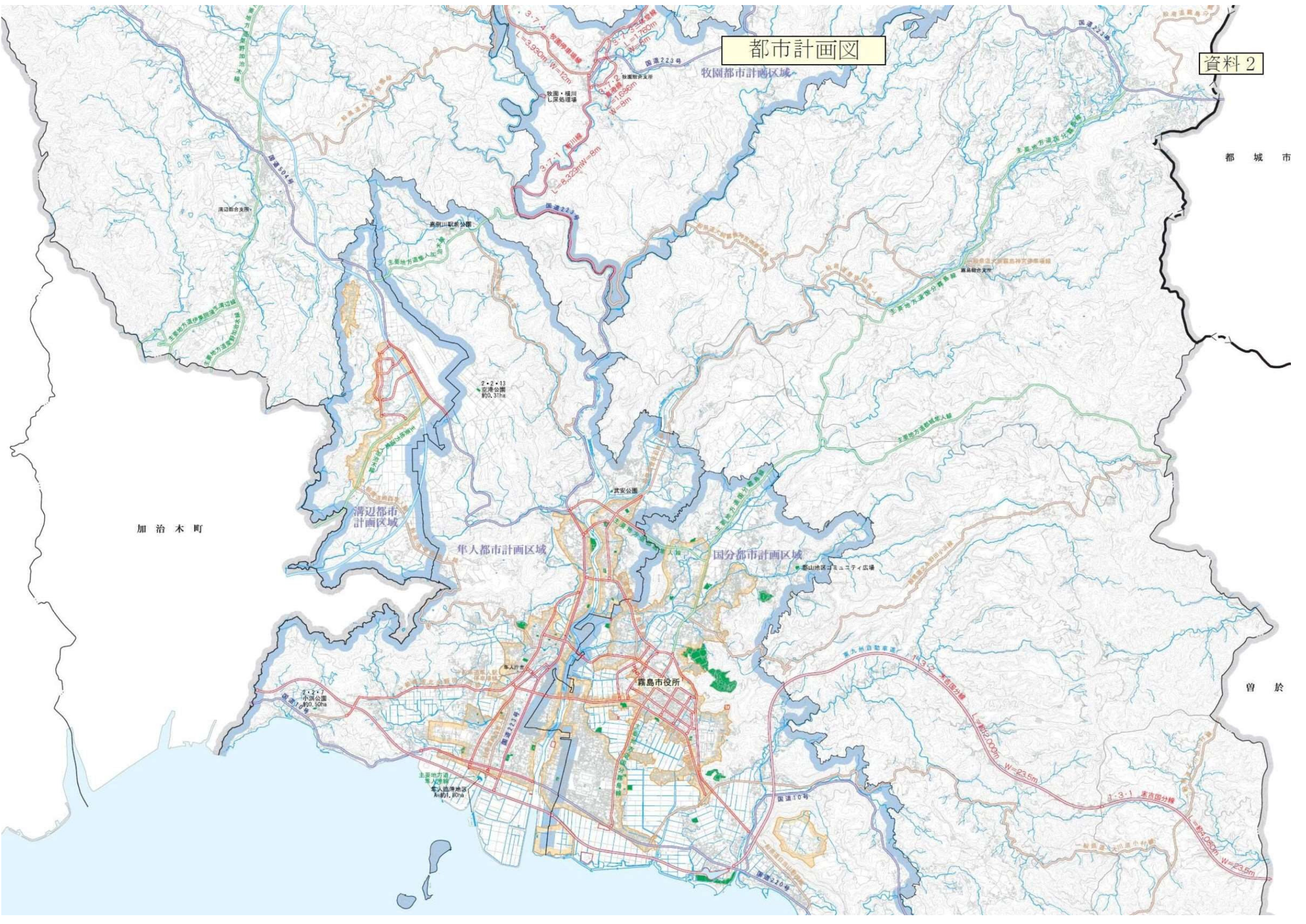
牧岡都市計画区域

清辺都市計画区域

華人都市計画区域

国分都市計画区域

霧島市役所





平面図 (案)

資料 3

3・4・11号 新町線

日豊本線

3・5・10号 山崎線 L=約390m W=12.0m  
3・5・10号 山崎線 L=約400m W=12.0m

霧 島 市

工事名	
路線名	3・5・10号 山崎線
工事箇所	霧島市 區分 向花 地内
図面種類	平面図
縮尺	S=1:500
図面番号	全 - 案 第 1 号

# 都市計画の変更の手続き

